

『茅葺きは日本の伝統文化 東栗倉で茅職人を目指しませんか?』

美作市企業(団体)研修型地域おこし協力隊募集要項
(受入れ団体:東栗倉地域自治振興協議会)

1 募集の目的

東栗倉地域後山地区は、日本の原風景である棚田と広大な茅場を有する地域です。

しかし、高齢化に伴い美しい棚田と古来より受け継いできた茅場の保全が難しくなってきました。そこで後山地区では、令和3年に「後山茅文化を継ぐ実行委員会」を立上げ、茅場の保全と良質な茅の育成に努めるとともに、茅文化を継承する取り組みを始めました。また、美しい棚田を取り戻すために営農組合を中心に地区住民が遊休農地の再生と耕作放棄地の解消に努め、昨年から収穫した米を東栗倉のブランド米「後山の棚田米」として販売を始めました。

棚田の復活、茅文化継承を担う茅職人の育成、棚田・茅場の情報発信を行うために、地域おこし協力隊員を募集します。

【東栗倉地域後山地区の魅力】

- ・自然豊かな農村地域です。
- ・住民が親切で協力的です。
- ・先輩の地域おこし協力隊員も定住しています。

2 募集人数

1名

3 活動内容

地区住民と一緒に茅焼き等の茅場保全を行っていただきながら、後山地区の茅を取り扱っている会社「くさかんむり」の茅職人に教授し、茅刈り等の技術を習得してもらい、茅の販売、茅を利用した生活雑貨品等を考案、商品化、販売に向けて活動していただきます。

また、棚田イメージの好感度を高めるための活動やインターネットを利用した情報発信を行っていただきます。

秋祭り等の地域行事に参加していただくなど、地域住民との交流を深めながら、地域とともに成長し、持続可能な事業を目指します。

【活動の詳細】

- 茅場保全のための山焼きの準備
- 茅職人から茅刈り、保存方法等を学ぶ
- 棚田農地再生のための技術を学ぶ
- 棚田の再生
- 山焼き、茅刈り、保存、販売

- 棚田・茅場の情報発信
- 茅を利用した生活雑貨品の考案、商品化、販売

＜1日の稼働スケジュール例＞

※業務は繁忙期や閑散期等により発生する業務は月々等の状況で異なる為、下記はあくまで通常期の一例となります。

◆ 通常期：月～金(土日祝日休暇)

地区役員等の指導、指示により活動していただきます。

◆ 1週間の稼働例

地区役員等の指導、指示により活動していただきます。

4 配置の形態

(1) 身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、市と隊員個人との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、初年度は令和7年4月1日以降の委嘱開始日から令和 8 年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

※委嘱開始日は相談に応じます(開始日は月の初日から)。

※美作市地域おこし協力隊として、市から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

【求める人物像】

- 日本の伝統文化・茅文化・農業に関心のある方
- 茅を利用した商品開発に興味がある方
- 地域の課題に取り組みたい方
- 地方活性化に志を持ち、ひとつひとつの活動を楽しめる方
- 日々変化する状況に柔軟性を持って対応できる方
- 地域住民との交流を楽しむことができる方
- 60 歳以下の方

【資格】

- 普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(16)すべてに該当する方

- (1)応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方。
- (2)応募時点において(委嘱時点においても)3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村)に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を美作市の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を美作市へ異動することができる方(地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点において(委嘱時点においても)美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。)
- (3)活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- (4)地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (5)普通自動車運転免許を有する方
- (6)一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS等を活用できる方
- (7)受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方。
- (8)心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (9)土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10)美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (11)勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- (12)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方
- (13)美作市暴力団排除条例(平成23年美作市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方。
- (14)暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- (15)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- (16)法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

- (1)活動日数及び活動時間等

1日7時間30分程度、1月あたり20日間(150時間程度を想定)の活動を基本とする。(活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、協力隊自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員と受入れ団体の調整により変動します)。

- (2)活動場所 岡山県美作市後山地内
- (3)所属団体 東栗倉地域自治振興協議会
- (4)休日については、土曜日、日曜日、祝日、年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。
- (5)その他の活動条件は受入団体と協議して決定します。

8 待遇及び福利厚生

(1) 業務委託料 月額上限 266,600 円(予定)

※金額は令和 7 年度に改正予定の額です。

※賞与、通勤手当等はありません。

※副業の取扱い

美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

(2) 加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします(各保険料は全額自己負担)。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します(傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします。予算の範囲で実費を市が負担します)。

(3) 住居

東栗倉地域後山地区で空き家や賃貸住宅等を斡旋します。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。

(4) 活動車両

活動車両の借上料、燃料代を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて協力隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

(5) 起業や事業承継に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100 万円を上限として補助金を交付します。

(6) 活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限 200 万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します。(上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は地域協力活動に必要な経費として市が認めたものに限ります。)。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。)

① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります(上限額 35,000 円/月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るの等は個人負担。

② 活動車両借上料

活動専用車両の借上料: 上限額 20,000 円/月。

※自家用車を利用する場合: 走行距離 23 円/km

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費(月額 5,000 円)

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕費等。修繕費については、活動拠点・住居・機器等の修繕に要する経費を支給するものとし、利用後に必要となった現状復旧を原則として、1 件あたり概ね 10 万円未満のものを対象とします。

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とします。

⑬ その他の経費

市との協議により活動の実施に必要と認められた経費

9 活動支援体制

(1) 活動サポート

受入れ団体である東栗倉地域後山地区が、隊員の活動を全面的にサポートします。日常的な活動相談をはじめ、農家として自立できるよう、農地の貸付け等を行い、作物栽培の指導、支援を行います。また、茅職人を目指すための研修を支援する等、地域おこし協力隊としての活動全般のサポートを丁寧に行います。

(2) 生活サポート

受入れ団体である東栗倉地域後山地区が、生活・住まいに関すること、地域文化の共有、地域コミュニティとのつながり等、隊員が安心して東栗倉地域で暮らすことができるよう日常的なサポートを行います。

10 応募手続き等

(1) 提出書類

ア 美作市地域おこし協力隊応募申請書 1部

イ エントリーシート 1部

ウ 住民票の抄本の写し 1部

エ 普通自動車運転免許証の写し 1部

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

申請書提出前に、必ず東栗倉地域後山地区と事前相談を行ってください。

連絡先: 東栗倉総合支所 担当者 栃岡

0868-78-3133

(3) 募集期間

令和7年3月22日(土)から令和8年2月28日(土)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4) 募集申込み先(受入れ団体)

〒707-0404 岡山県美作市太田 152-1

美作市東栗倉総合支所内

東栗倉地域自治振興協議会

TEL: 0868-78-3133

FAX: 0868-78-3149

mail: higashi_shinko@city.mimasaka.lg.jp

(5) 地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市栄町 38-2

美作市 企画振興部企画情報課 (担当 片山、井上)

TEL: 0868-72-6631

FAX: 0868-72-6637

E-mail: kikaku@city.mimasaka.lg.jp (半角)

※募集に関する問い合わせは、メール又はFAXでお願いします。

※質問に対する回答は、メール又はFAXで回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

11 選考方法

(1) 選考審査

選考方法は1次審査と最終審査とし順次行いますが、面接審査の詳細については、応募書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2) 選考プロセス

① 1次審査(東栗倉地域自治振興協議会))

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。

② 最終審査(美作市役所)

東栗倉地域後山地区代表者、協力隊員候補者、美作市企画情報課の3者で面接を実施

します。最終審査終了後、審査結果を、受入れ団体及び協力隊員候補者へ文書にて通知します。

(3) その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 留意事項

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 提出された応募書類は原則返却しません。

エ 活動費について、協力隊活動に必要な経費として市が認めたものについては、予算の範囲内で市が負担し協力隊員へ支給します。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると市が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

キ 本募集要項は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。

13 関係例規等

- ・美作市地域おこし協力隊規則(令和 6 年美作市規則第 14 号)
- ・美作市地域おこし協力隊に関する取扱要綱(令和 6 年美作市告示第 53 号)
- ・美作市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱(令和 6 年美作市告示第 45 号)
- ・美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱(平成 31 年 3 月 26 日告示第 28 号)